

政令第七十五号

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令

内閣は、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第十六条第一項、第十八条第一項、第二十条第三項及び附則第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（公務員の範囲）

第一条 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（以下「法」という。）第十六条第一項の表の第一号の上欄に規定する政令で定める国家公務員は、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第二条第一項第一号、第三号、第四号及び第四号の五に掲げる者、同項第五号に掲げる者（同項第二号に掲げる者に準ずる者を除く。）並びに同項第六号及び第七号に掲げる者とする。

2 法第十六条第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める地方公務員は、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二条第一号、第二号の二から第四号まで及び第五号に掲げる者とする。

（交付金の交付の時期）

第二条 法第十八条第一項の規定により政府が市町村（特別区を含む。）に交付する交付金は、法第七条第
四項に規定する支払期月の前月に、それぞれ当該支払期月の分を交付するものとする。

（児童手当法の規定の適用についての技術的読替え）

第三条 法第二十条第一項の規定により児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定を適用する場合
には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句
に読み替えるものとする。

<p>第十八条の見出し、同 条第二項及び第三項、 第二十条第一項並びに 第二十一条第二項</p>	<p>児童手当</p>	<p>児童手当相当給付</p>
<p>第十八条第一項</p>	<p>第二十条第一項各号</p>	<p>平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法 律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二 年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規</p>

第十八条第五項	及び第五項	第十八条第三項第一号	
第二十六条第一項	その年又は翌年の五月	第七条	前条第一項
平成二十二年度子ども手当支給法第二十七条第一項	平成二十二年五月又は平成二十三年三月	平成二十二年度子ども手当支給法第六条	平成二十二年度子ども手当支給法第十六条第一項
同項	児童手当	定により適用する第二十条第一項各号	児童手当相当給付（子ども手当のうち平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定に基づきこの法律の規定により支給する児童手当とみなされる部分をいう。以下同じ。）
			平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する第二十条第一項

<p>第二十一条第二項及び 第三項</p>	<p>毎年度</p>	<p>平成二十二年度</p>
<p>第二十一条第二項</p>	<p>当該年度</p>	<p>同年度</p>
<p>第二十一条第三項</p>	<p>当該年度の前年度の 事業費充当額相当率 を標準とし、当該前 年度以前五年度の各 年度における事業費 充当額相当率を勘案 して</p>	<p>千分の〇・二を標準として</p>
<p></p>	<p>その年の六月から翌 年の五月までの間</p>	<p>平成二十二年六月から平成二十三年三月までの間</p>
<p></p>	<p>六月一日</p>	<p>平成二十二年六月一日</p>

<p>第二十二條第一項、第二項、第六項、第九項及び第十項、第二十三條第一項及び第三項、第二十四條から第二十五條まで並びに第三十條</p>	<p>この法律</p>	<p>平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用するこの法律</p>
<p>第二十三條第一項</p>	<p>児童手当の支給を受ける権利及び拠出金</p>	<p>拠出金</p>
<p>第二十四條の二</p>	<p>第二十二條第二項</p>	<p>平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する第二十二條第二項</p>
<p>第二十五條</p>	<p>児童手当の支給に関する処分又は拠出金</p>	<p>拠出金</p>

第四条 法第二十条第二項の規定により児童手当法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>附則第七条第五項</p>	<p>第四条第二項、第六条第二項、第七条から第十九条まで（第十八条第一項及び第五項を除く。）、第二十二条第一項、第二十三条から第二十九条まで及び</p>	<p>第十八条第二項及び第三項並びに</p>
<p>第十八条第二項中「被用者等でない者（被用者又は公務員で</p>	<p>第十八条の見出し中「児童手当」とあるのは「特例給付相当給付」と、同条第二項中「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」と</p>	

ない者をいう。以下同じ。」とあるのは「公務員でない者は「公務員でない者」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の八に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはそ

あるのは「公務員でない者」と、「児童手当」とあるのは「特例給付相当給付（子ども手当のうち平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年子ども手当支給法」という。）第二十条第二項の規定に基づきこの法律の規定により支給する附則第七条第一項の給付とみなされる部分をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「児童手当」とあるのは「特例給付相当給付」と、同項第一号中「前条第一項」とあるのは「平成二十二年子ども手当支給法第十六条第一項」と、「第七条」とあるのは「平成二十二年子ども手当支給法第六条」と、第三十条中「この法律」とあるのは「平成二十二年子ども手当支給法第二十条第二項の

規定により適用するこの法律」と

の三分の一に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第七條第五項において準用する第八條第一項の規定により行う附則第七條第一項の給付に要する費用についてはその三分の一に相当する額を」と、第二十六條第一項中「被用者等でない者」とあるのは「

	<p>被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）と</p>	
<p>附則第七条第八項</p>	<p>第一項から第六項まで</p>	<p>第五項</p>
	<p>第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他第一項から第六項まで</p>	<p>同項</p>

（児童手当法施行令の規定の適用についての技術的読替え）

第五条 法第二十条第一項の規定により児童手当法の規定を適用する場合における児童手当法施行令（昭和

四十六年政令第二百八十一号) 第六条から第九条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第六条の見出し</p>	<p>法第二十条第一項</p>	<p>平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十条第一項</p>
<p>第六条第一項</p>	<p>法第二十条第一項第三号</p>	<p>平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。)第二十条第一項の規定により適用する法第二十条第一項第三号</p>
<p>第六条第二項</p>	<p>法第二十条第一項第四号</p>	<p>平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十条第一項第四号</p>
<p>第七条</p>	<p>法第二十二條第二項</p>	<p>平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十二條第二項</p>
	<p>法第二十条第一項第</p>	<p>平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定</p>

	一号	定により適用する法第二十条第一項第一号
<p>第七条、第七条の八第一項並びに第二項第三号及び第四号並びに第九条</p>	その他法	<p>その他平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法</p>
<p>第七条の二、第七条の三第一項及び第七条の七</p>	法第二十二條第三項	<p>平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十二條第三項</p>
<p>第七条の二第一号から第五号まで及び第七条の八第三項第一号から第七号まで</p>	法第二十二條第一項	<p>平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十二條第一項</p>
<p>第七条の五</p>	第七条の二各号	<p>平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法</p>

	<p>第七条の六（見出しを含む。）、第七条の七、第七条の八第一項及び第七条の九</p>	<p>第七条の七</p>	<p>第七条の八第一項</p>
	<p>法第二十二條第四項</p>	<p>第七条の二各号</p>	<p>第七条の二第四号 法第二十二條第六項</p>
<p>律施行令（平成二十二年政令第七十五号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法施行令」という。）第五条の規定により適用する第七条の二各号</p>	<p>平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十二條第四項</p>	<p>平成二十二年度子ども手当支給法施行令第五条の規定により適用する第七条の二各号</p>	<p>平成二十二年度子ども手当支給法施行令第五条の規定により適用する第七条の二第四号 平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十二條第六項</p>

	<p>第七条の十一</p>	<p>平成二十二年子ども手当支給法施行令第五条の規定により適用する第七条の十一</p>
<p>第七条の十</p>	<p>第七条の八第一項</p>	<p>平成二十二年子ども手当支給法施行令第五条の規定により適用する第七条の八第一項</p>
<p>第七条の十二</p>	<p>、法第二十二條第八項</p>	<p>、平成二十二年子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十二條第八項</p>
	<p>児童手当法第二十二條第八項</p>	<p>平成二十二年子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用する児童手当法第二十二條第八項</p>
	<p>児童手当法施行令第七條の十二</p>	<p>平成二十二年子ども手当の支給に関する法律施行令第五条の規定により適用する児童手当法施行令第七條の十二</p>
<p>第八条（見出しを含む）</p>	<p>法第二十二條第九項</p>	<p>平成二十二年子ども手当支給法第二十条第一項の規</p>

	。及び第九条		定により適用する法第二十二條第九項
第八条	法第二十条第一項第三号及び第四号	平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十条第一項第三号及び第四号	
第九条第一項	法第二十条第一項第二号から第四号まで	平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十条第一項第二号から第四号まで	

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(法附則第三条の規定により認定の請求があつたものとみなされた者に関する経過措置)

第二条 法附則第三条の規定により法第六条第一項の規定による認定の請求があつたものとみなされた者に係る法第二十条第一項の規定により適用する児童手当法第十八条第五項の適用については、同項中「第六条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月」とあるのは「の施行の日(以下この項において「

施行日」という。)の属する月」と、「当該認定の請求をした際」とあるのは「施行日」とする。

(法附則第四条に規定する者に関する経過措置)

第三条 法附則第四条に規定する者は、法第二十七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しないものとする。

2 法附則第四条に規定する者のうち平成二十二年九月三十日までの間に法第六条第一項の規定による認定の請求をしたものに係る法第二十条第一項の規定により適用する児童手当法第十八条第一項又は第二項の規定による費用の負担については、同条第五項の規定にかかわらず、法の施行の日の属する月から平成二十三年三月までの間(法附則第四条第二号に掲げる者にあつては、その者が子ども手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月から同年三月までの間)は、法第六条第一項の規定による認定の請求をした際における被用者又は被用者等でない者の区分による。

(特別会計に関する法律施行令の一部改正)

第四条 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第十四条の二 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)による子ども手当に関する政府の経理が年金特別会計において行われる場合における第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金」と、同条第三項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「児童手当交付金及び」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに」とする。

(健康保険法施行令の一部改正)

第五条 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法に係る特例)

第八条 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金に関する第六十三条の規定の適用については、同条第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。」とする。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第六条 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第十一条 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定が適用される場合における第五十一条の規定の適用については、同条第六号中「及び」とあるのは「並びに」と、「よる児童手当」とあるのは「よる児童手当及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）の規定による子ども手当」と、同条第七号の四中「第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項（平成二

十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する場合を含む。」とする。

(児童福祉法施行令の一部改正)

第七条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)」を「、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)」に改め、第三十五条中「及び児童手当法」を「、児童手当法及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

(船員保険法施行令の一部改正)

第八条 船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法に係る特例)

第八条 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十条

第一項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金に関する第三十四条の規定の適用については、同条第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。」とする。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第九条 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法に係る特例）

2 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金に関する第四条の二の規定の適用については、同条第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。」とする。

(住民基本台帳法施行令の一部改正)

第十条 住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条を次のように改める。

(平成二十二年度における子ども手当の支給を受けている者に関する特例)

第七条 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における第一条、第六条、第十二条第二項、第二十三条第二項、第二十四条の四及び第二十九条の規定の適用については、第一条中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、「第七条第十号から第十一号の二まで若しくは第十三号」とあるのは「第七条第十号から第十一号まで、法附則第八条の規定により読み替えて適用する法第七条第十号の二、法第七条第十三号」と、第六条の見出し中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、同条中「法第七条第十一号の二」とあるのは「法附則第八条の規定により読み替えて適用する法第七条第十号の二」と、「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、第十二条第二項第五号中「児童手当法第七条」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第六条」と、「又は児童手当」とあるのは「又は子ども手当」と、第二十三条第二項第五号及び第二

十四条の四第六号中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、第二十九条の見出し中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、同条中「法第二十九条の二」とあるのは「法附則第八条の規定により読み替えて適用する法第二十九条の二」と、「児童手当」とあるのは「子ども手当」とする。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第十一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）」を「、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）」に改める。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部改正）

第十二条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法に係る特例）

- 2 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定が適用される場合における第八条、第十一条及び第十二条の規定の適用については、第八条第六項中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定による児童手当法」と、第十一条第六項及び第十二条第三項中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定による児童手当法」とする。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

- 第十三条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法に係る特例）

- 2 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一

項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金に関する第三条の規定の適用については、同条第二号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。」とする。

（日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第十四条 日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（児童手当法施行令の一部改正に伴う経過措置）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第七十五号）の規定が適用される場合における前条の規定の適用については、同条中「第三条の規定による改正後の」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第七十五号）第五条の規定により適用する」と、「適用については、当分の間、」とあるのは「適用に

ついては、」とする。

(財務省組織令の一部改正)

第十五条 財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条に次の一項を加える。

2 当分の間、第九十一条第六号中「の徴収」とあるのは、「の徴収及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十二条第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他同法の規定による徴収金の徴収」とする。

(厚生労働省組織令の一部改正)

第十六条 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第九条 当分の間、第十条第十五号中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、同条第十六号及び第十七号中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第十四条第七号

中「拋出金」とあるのは「拋出金及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の規定による拋出金」と、同条第十二号中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第九十七条第四号中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、同条第五号及び第六号並びに第三百三十条第九号中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第三百三十条の二第四号中「拋出金」とあるのは「拋出金及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の規定による拋出金」とする。